

# 優遇措置Aの仕組み

控除対象金額(注1) -2000円

控除金額(B)

課税所得金額 (C)

(注1)  
・ 株式取得価額-2000円  
・ 控除上限額800万円  
・ 総所得金額等(注2) × 40%  
の3つの金額のうち、最も小さい金額が控除対象金額となります。  
  
(注2)所得税法上の総所得金額(申告分離課税の対象となる株式等譲渡益等を含む) のことであり、退職所得金額と山林所得金額を含みます。



総所得金額 (A) (注3)

(注3) 総合課税の対象となる総所得金額は、租税特別措置法上の総所得金額(申告分離課税の対象となる株式等譲渡益等を除く) のことです。

エンジェル税制を受けた場合の所得税額  
= (C) (= A - B) × 総合課税の所得税率

- 優遇措置を受けるためには、株式を取得した年の年末まで当該株式を保有している必要があります。